

**在外選挙執行規則及び日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）  
 に対して提出された意見及び総務省の考え方  
 （令和5年2月6日～3月7日）**

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	個人	改正案自体には賛成するが、改正の概要の(1)について、将来的には書面ではなくオンラインで手続きをすることができるようにすべきである。	本改正に賛成の御意見として承りました。いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。	無
2	個人	在外選挙執行規則に、「パスポートの提示による在外投票」の追加をお願いします。在外選挙人証は取得が簡単ですが、現実には持っていない人たちがかなりいます。国民としての選挙権を簡単に行使するには、パスポートの提示による投票もあった方がよいと思います。または在外選挙人証方式からパスポート提示方式に切り替えた方がよいと思います。パスポートはスキャンして本人の情報は入力できます。市町村の選挙管理委員会の宛先も領事館が同時に封筒にプリントアウトしたらよいと思います。ここで問題になるかもしれない、日本国内でも投票してきたのではないかとこの疑問は、パスポートで出入国記録のチェックをするか、日本での投票もIDのスキャンで投票人の個人情報を入力してサーバーに一定期間保管すれば、防止できると思います。	在外投票には、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在外公館で行う「在外公館投票」</li> <li>・ 郵便等によって行う「郵便等投票」</li> <li>・ 帰国した際に行う「日本国内における投票」</li> </ul> の3つの方法があり、いずれの場合も在外選挙人名簿登録後に交付される在外選挙人証を提示する必要があります。これは、投票の際にこれを提示（同封）させ、投票用紙等を交付した際にはその旨を記載することにより、その選挙人が在外選挙人名簿に登録されていることを確認するとともに、二重投票、詐欺投票等を防止し選挙の公正を確保するためです。 いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。	無
3	個人	そもそも、なぜインターネット上で手続きができないのでしょうか。また、どうしてインターネットで投票ができないのでしょうか。いまだ書類だの、窓口に来いだの、郵送しろ	総務省では、在外選挙人の利便性向上の観点から、在外選挙インターネット投票について、調査研究を実施しているところです。	無

		だの、一体この国は何時代ですか？デジタル庁などという、名前ばかりで何の役割も果たしていない省庁を作る暇があるのなら、国民の生活が少しでも楽になる方法を時代に即して考えてみてはいかがでしょうか。		
--	--	--	--	--

【意見提出 3件】